

# 平内町役場庁舎整備事業 基本協定書（案）

令和5年9月

平内町

## (目次)

第1条 (目的)	1
第2条 (本施設の概要)	1
第3条 (事業者の設立)	1
第4条 (事業者の株主)	2
第5条 (事業契約の締結)	3
第6条 (業務の委託等)	5
第7条 (事業契約の不調)	5
第8条 (有効期間)	5
第9条 (秘密保持)	5
第10条 (管轄裁判所)	6
第11条 (誠実協議)	6
<b>別紙1 事業者の確認書</b>	<b>8</b>
<b>別紙2 出資予定表</b>	<b>9</b>
<b>別紙3 株主誓約書の様式</b>	<b>10</b>
<b>別紙4 業務委託・請負企業一覧・契約締結期限</b>	<b>12</b>

## 平内町役場庁舎整備事業 基本協定書（案）

平内町役場庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に関して、平内町（以下「町」という。）と、応募者の代表企業である●●、その他の構成企業である●●及び●●、協力企業である●●及び●●（以下、代表企業及びその他の構成企業並びに協力企業を個別に又は総称して「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり合意し、基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定で使用される用語は、本協定で別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項において定義された意味を有するものとする。

### （目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、町が令和5年9月に公表した「平内町役場庁舎整備事業募集要項」（その後の修正を含む。以下「募集要項」という。）に従って事業者が提出した提案書類（以下「事業提案書」という。）に基づき、本事業を実施する事業者として優先交渉権者が選定されたことを確認し、優先交渉権者が第3条第1項の規定に基づき設立する事業者をして、町との間で本事業に関する事業契約を締結させることその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （本施設の概要）

第2条 本事業の対象となる本施設の概要は、下記のとおりであり、詳細は要求水準書等（本協定、譲渡特約付建物賃貸借契約書、要求水準書及び募集要項等の総称をいう。以下同じ。）に定める。

### 記

名称： 平内町役場庁舎

設置場所： 青森県東津軽郡平内町大字沼館字家岸 25- 1

敷地面積： 約 37,150.03 m<sup>2</sup>

構造： ●●

その他： その他、基本的な計画については、要求水準書等及び事業提案書に従い、町及び事業者が協議の上決定する。

### （事業者の設立）

第3条 優先交渉権者は、事業契約の仮契約の締結日までに、要求水準書等、事業提案書及び次の各号の規定に従って、事業者となる特別目的会社（SPC）を設立し、設立後速やかに事業者の履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを事業者

から町に提出させる。当該提出後、事業者に係る登記事項、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。

- (1) 事業者は会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）に定める株式会社とし、登記上の本店所在地を平内町内とする。
  - (2) 事業者の資本金は●円以上とする。
  - (3) 事業者を設立する発起人には、代表企業及びその他の構成企業以外の第三者を含めてはならない。
  - (4) 事業者の定款の目的には、本事業の遂行に必要な事項のみを記載する。
  - (5) 事業者は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに規定する事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を同法第 2 条第 17 号に規定する譲渡制限株式とし、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を同法第 243 条第 2 項第 2 号に規定する譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第 107 条第 2 項第 1 号ロに規定する事項及び同法第 140 条第 5 項ただし書に規定する事項については、定款に定めてはならない。
  - (6) 事業者における事業年度は、毎年 4 月 1 日を始期とし、翌年 3 月 31 日を終期とする 1 年間とする。ただし、最初の事業年度の始期は事業者の設立日とする。
  - (7) 事業者は、会社法第 326 条第 2 項に基づき、定款の定めによって取締役会及び監査役を設置しなければならない。
- 2 事業者は、設立後速やかに、**別紙 1**の様式の確認書を町に提出するとともに、選任された取締役及び監査役並びに選定された代表取締役の氏名を町に通知する。事業期間内に取締役若しくは監査役又は代表取締役の変更がなされた場合も同様とする。
- 3 代表企業及びその他の構成企業は、第 1 項各号の規定に反することとなるような事業者の定款変更を行わず、また、事業者に合併、株式交換、株式移転、会社分割又は事業譲渡その他会社の組織の変更を行わずしてはならない。

(事業者の株主)

第 4 条 代表企業及びその他の構成企業は、第 3 条第 1 項の規定に基づき事業者を設立するにあたり、**別紙 2**に代表企業及びその他の構成企業の出資分として記載されている株数及び金額の出資をする。

- 2 代表企業及びその他の構成企業は、次の各号に掲げる事項を誓約し、かつ、事業契約の仮契約及び本契約の締結時並びにその後の株主又は資本金の変更時において、その時々事業者の各株主をして、次の各号に掲げる事項を誓約させるとともに、事業契約の締結又はその後の株主若しくは資本金の変更後直ちに、**別紙 3**の様式の誓約書を提出させなければならない。

- (1) 事業者の株主構成に関し、事業期間が終了するまでの間、代表企業及びその他の構成企業の議決権保有割合の合計が（新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場

合は希薄化前及び希薄化後の双方において) 50%を超え、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中単独で最大となることを維持すること。

- (2) 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合には、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、前号に規定する議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- (3) 事業者の各株主は、事業期間中、その保有する事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、町の書面による事前の承諾がある場合を除き、議決権株式並びに議決権株式を対象とする新株予約権及び新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。以下「譲渡等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 事業者の各株主は、町の書面による事前の承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙3の様式の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に町に提出させること。
- (5) 事業者の各株主は、事業者が提示条件及び提案書類に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に定める解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、町の要求に従って、町と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を町に提供すること。

3 事業者の各株主は、前項各号の誓約事項の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、締結後速やかに、当該株主間契約の原本証明付写しを町に提出しなければならない。事業者の株主に変更が生じた場合には、事業者の各株主は、当該新株主を株主間契約の当事者に含める旨の変更を行い、変更後速やかに、変更後の株主間契約の原本証明付写しを町に提出しなければならない。

4 事業者の各株主が第2項第4号の規定に従って事業者の議決権株式等を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ当該第三者をして、本協定に基づく譲渡人の権利義務を承継させなければならない。

#### (事業契約の締結)

第5条 町及び優先交渉権者は、本協定に従い、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、町と事業者との間において速やかに事業契約が締結されるよう最大限の努力をする。

2 優先交渉権者は、事業契約の締結に関する町との協議にあたっては、町の要望を尊重する。

3 町及び優先交渉権者は、事業契約の締結にあたり提示条件及び提案書類についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、町から請求があった場合には、事業者は速やかに提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として町が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含む。）その他の書面及び情報を提出する。

4 町及び事業者は、優先交渉権者が設計図書を作成し、町の承認を得ることで本施設の内容

が確定した後、令和●年●月を目途として事業契約の仮契約を締結する。

- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本事業の公募手続に関して生じたとき、募集要項等に規定する参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める参加資格を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、町の承諾を得た場合を除く。）は、町は事業契約を締結しない。
- (1) 本協定又は事業契約に関し、優先交渉権者のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者のいずれか又は事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「優先交渉権者等」という。）に対して行われたときは、優先交渉権者等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定又は事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の公募手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 本協定又は事業契約に関し、優先交渉権者のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 6 優先交渉権者は、優先交渉権者が募集要項等に基づいて町に提出した参加表明書及び参加資格確認申請書（添付書類を含む。以下同じ。）の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。町は、優先交渉権者が提出した参加表明書及び参加資格確認申請書に虚偽の記載があったと認められるときは、事業契約を締結しないことができる。
- 7 町及び優先交渉権者は、事業契約締結の前後を問わず、本事業の遂行のために協力するも

のとする。

(業務の委託等)

第6条 優先交渉権者は、事業者をして、**別紙4**に記載された本事業に関する各業務について、**別紙4**記載の者（以下「受託者等」という。）にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、**別紙4**記載の期限を目処に、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめ、契約締結後速やかに当該契約書の写しを町に提出させる。

2 優先交渉権者は、前項の委託又は請負に係る契約の内容が提示条件及び提案書類に従ったものとなるように、受託者等をして誠実に業務を遂行させなければならない。

(事業契約の不調)

第7条 町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に町及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業期間が終了する日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本協定の有効期間の終了後も、本条、第9条及び第10条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、本条、第9条及び第10条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持)

第9条 町及び事業者は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知った相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知の内容である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (6) その他法令に基づき開示する場合

2 町は、前項の定めにかかわらず、本事業に関して知った行政情報に含まれる情報に関し、

法令その他町の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

- 3 事業者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知った個人情報その他の情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、平内町個人情報の保護に関する条例（令和5年3月17日条例第1号）及び関係法令等を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。
- 4 事業者は、事業者の役員、従業員及び事業者の代理人又はコンサルタント、出資者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

（管轄裁判所）

第10条 町及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、青森地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（誠実協議）

第11条 本協定の条項に定めるもののほか、事業者は、関係法令の定めるところに従うものとし、本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）



本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

町 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63  
平内町  
町長 船橋茂久

優先交渉権者

(代表企業)

所在地  
商号  
代表者氏名

(構成企業)

所在地  
商号  
代表者氏名

(協力企業)

所在地  
商号  
代表者氏名

## 別紙1 事業者の確認書

### 確認書

【事業者】は、平内町役場庁舎整備事業に関し、平内町と、優先交渉権者の代表企業、その他の構成企業及び協力企業との間で令和●年●月●日付で締結された「平内町役場庁舎整備事業基本協定書」（以下「基本協定書」という。）の趣旨及び内容を了解したことを確認し、基本協定書の各条項を遵守することを誓約いたします。

令和●年●月●日

事業者

## 別紙2 出資予定表

株主名	参加区分	引受株式数	出資引受額
●	代表企業	普通株式●株	●円
●	構成企業	普通株式●株	●円
●	構成企業	普通株式●株	●円
●	構成企業	普通株式●株	●円
	合計	普通株式●株	●円

## 別紙3 株主誓約書の様式

令和●年●月●日

平内町長 殿

## 株主誓約書

平内町（以下「町」という。）及び●●（以下「事業者」という。）の間において、令和●年●月●日付で締結された「平内町役場庁舎整備事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の株主である●●、●●、●●及び●●（以下「当社ら」という。）は、本日付をもって、町に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示されない限り、本書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

## 記

1. 事業者が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を●●が、●株を●●が、●株を●●が、及び●株を●●が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、代表企業並びにその他の構成企業である●●、●●、●●及び●●の議決権保有割合の合計が（新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前及び希薄化後のいずれについても）50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中単独で最大となっていること。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項に規定する議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上で、その保有する議決権を行使すること。
5. 当社らは、事業期間が終了するまでの間、事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、町の書面による事前の承諾がある場合を除き、議決権株式並びに議決権株式を対象とする新株予約権及び新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。以下「譲渡等」という。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の議決権

株式等の全部又は一部を譲渡等する場合においても、町の書面による事前の承諾を受けて行うこと。

6. 当社は、町の書面による事前の承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に本誓約書と同様の内容の誓約書を事前に町に提出させること。
7. 当社は、事業者が要求水準書及び提案書類に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に定める解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、町の要求に従って、町と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を町に提供すること。

以上

株主●●

株主●●

株主●●

株主●●

## 別紙4 業務委託・請負企業一覧・契約締結期限

業務名	受託・請負企業名	契約締結期限